



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

95.11.21 No. 4297.

渡り時間を確保しろ！

京葉運輸区

仕業	B11	B2
出勤時間	12:07	4:53
退区時間	20:57	14:21
労働時間A	8:06	8:41
渡り時間	7:56	▲10

乗務割交替作成規定の第三条「在宅休養時間」の項目で、「渡り時間」は次のように定められている。「一勤務を終了して次の勤務に就くまでの時間は、次の各号に定めるところによる。(1)一勤務終了後は、その労働時間にほぼ等しい時間とする。ただし、乗務の状態により必要がある場合は、短縮することがある。」と。

しかし、千葉支社は、この定め「ほぼ」「ただし」を悪用して、別掲のような交替順序を平気で組むのである。団体交渉でも、胸をはって、「ほぼ」の範囲内である」と回答し、平然としている。京葉運輸区のB11とB2など、退区から出勤までの間が八時間を割り込んでしまっている。われわれは、あらゆる場面で、規定の「ただし書き」を渡り歩くような勤務をつくるようなやり方を認めることはできない。

そもそも乗務員にだけ、「在宅休養時間」という考え方が定

千葉運転区

仕業	B255	B33
出勤時間	10:29	5:15
退区時間	20:28	13:36
労働時間A	9:12	7:41
渡り時間	8:47	▲25

千葉運転区

仕業	B108	B101
出勤時間	10:34	4:54
退区時間	20:19	13:33
労働時間A	8:54	7:24
渡り時間	8:35	▲19

められている精神は、運転にあたって、「休養」という問題が、安全確保上、他職と比べて極めて重要な意味をもっているからだ。在宅休養を確保するために設けられたはずの決まりが、今のJRでは、在宅休養をぎりぎりまで切り縮めることのできるための決まりになってしまっているのだ。千葉支社は、運転士がどんな気持ちで運転しているのかを考えることなど一切ないのである。「現場第一主義」だなどとよく言えたものだ。

勝浦で配転通知を強行！

11月28日、12月1日、72

ストへ！

昨日(十一月二〇日)から、勝浦運転区において、運転区廃止を前提とした配転の事前通知が開始された。大多数が、京葉運輸区や千葉運転区への配転である。断じて許せない！勝浦から、千葉・新習志野では、通勤に片道二時間だ。改めて怒りが込み上げてくる。

しかも当局は、「希望を考慮した異動になっているはずだ」などと称しているのだ。冗談じゃない！勝浦運転区で通勤の希望調査を開始したのは十月四日だ。十月四日といえば、すでに

JR総連の組合員が多数、鴨川運輸準備区に送り込まれている時期だ。しかも、勝浦運転区廃止を前提とした転勤調査である。「希望」と言っても、十幾つか残された鴨川の枠を除けば、千葉転や京葉運輸区等千葉方面しか選択の余地はないのだ。それを「希望どおりだ」などと言われたら、誰だって怒り心頭に達する。

勝浦運転区廃止攻撃を粉砕するぞ！動労千葉破壊攻撃を許すな！十一月二十八日、十二月一、ストライキに決起しよう！

勝浦運転区廃止攻撃粉砕、解雇撤回強制配転粉砕、
動労千葉総決起集会、

- 日時 十一月二十八日(火) 一八時
- 場所 千葉市民会館・地下ホール